

令和元年度 第3回東京都北区住宅対策審議会 議事録

日 時 令和元年11月12日(火) 午後2時
場 所 東十条区民センター 4階 第二ホール

I. 出席委員(12名)

委員 (敬称略、順不同、遅参含)			
高見澤 邦郎	水戸部 繁樹	豊崎 満	吉田 勝彦
尾花 秀雄	手嶋 尚人	小林 勇	澁谷 浩一
松沢 よしはる	大島 実	中嶋 稔	峯崎 優二

II. 欠席委員(6名)

委員 (敬称略、順不同)			
亀井 忠彦	齋藤 邦彦	尾崎 修司	さがら としこ
赤江 なつ	早川 雅子		

III. 傍聴者(2名)

IV. 公開・非公開の別 公開

V. 議事

1 開 会	
<事務局>	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和元年度第3回東京都北区住宅対策審議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本会議では、これまでの審議会を踏まえ、北区住宅マスタープラン改定案としてお示しをさせていただきます。これまでの審議会、小委員会での議論を踏まえ、しっかりと訂正して参りました。</p> <p>どうぞご意見をいただければ幸いです。ここからの議事進行につきましては、会長にお願いします。</p>
<会長>	<p>委員の皆さまにおかれましては、本審議会のご審議及び円滑な運営に、なにとぞご協力の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>パブリックコメントに向けて今日のご意見をできるだけ反映させて臨めればと思います。</p> <p>それでは、出席委員の確認を事務局からお願いします。</p>

2 審議会委員の出席確認	
<事務局>	<p>本日の出席委員数について、報告します。</p> <p>本審議会は、「東京都北区住宅対策審議会運営要綱第2条」に基づきまして、18名に委員をお願いしています。本日は、現時点で12名の委員にご出席いただいております。</p> <p>同要綱第4条第2項の規定により委員の1/2以上の議員に出席をいただきましたので、本日の審議会は成立しております。</p>
<会長>	<p>続いて、資料の確認をお願いいたします。</p>
<事務局>	<p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>資料1 北区住宅マスタープラン改定案 資料2 令和元年度第二回審議会におけるご意見と対応 資料3 北区住宅マスタープラン改定 令和元年度スケジュール</p> <p>以上3点でございます。過不足等ございませんか。資料の確認は以上です。</p>
<会長>	<p>議題に入ります前に、傍聴者の入場を認めたいと思います。 (傍聴者2名入場)</p>
3 議題 北区住宅マスタープラン改定案について	
<会長>	<p>それでは、【2 議題 北区住宅マスタープラン改定案について】のご説明いただけたらと思います。</p>
<事務局>	<p>前回の令和元年度第2回東京都北区住宅対策審議会において、賜りましたご意見等をまとめた【資料2 令和元年度第二回審議会におけるご意見と対応】をご覧くださいませでしょうか。この中からいくつか抜粋して紹介させていただきます。</p> <p>【資料2 令和元年度第二回審議会におけるご意見と対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ No.1 “第1章 計画の策定にあたって” “1. 計画策定の背景と目的” P2 “(1) 北区の住宅・住環境のニーズの変化” について、人口変化の記載が不十分ではないかのご意見を賜りました。 ⇒人口に関する記述を追記し、精査させていただきました。 ➤ No.2 “第2章 住まい・住環境の現状課題” “1. 住まい・住環境の現状” P17 「④住宅の所有関係別の状況」に “■23 区別の高齢単身世帯のうち、民営借家に住む割合” のデータがあるが、民営借家にだけに着目して示している理由は何か。このデータに公営借

家も示すと分かりやすいのではないか。」といったご意見をいただいております。

⇒このページの“■世帯の型別所有関係”と“■23 区別の高齢単身世帯のうち、民営借家に住む割合”の関係がわかりづらいといったこともございましたので、上段の“④住宅の所有関係別の状況”本文中に関係を分かりやすく示させていただきました。

➤ No.5 “第2章 住まい・住環境の現状と課題” “2. 住まい・住環境を取り巻く課題”

P 33 「“(4) 住宅確保要配慮者への支援” などについて「住宅確保のサポートが求められています。」「住宅困窮度が高い世帯の居住安定をより一層図っていく必要があります。」といった部分の語尾の表現について第三者からの目線のように感じる」といったご意見をいただきました。

⇒文章を箇条書きにし、分かりやすく変更させていただきました。

➤ No.11 “第5章 重点的な取組み” “2. 地域特性に応じた住宅・住環境への取組み”

P 74、P 78、7地区の住環境の特性について整理しました。

④王子東地区は「豊富な水資源を利用した大規模工場が立地している」とあるが、過去にはそうであったが、現状はマンション等が立地しているのではないか。同様に、⑥滝野川東地区は「明治通り沿いに町工場や流通施設が多く立地している」という表現があるが、現状はマンション等が立地しているのではないか、

⇒王子東地区につきましては、“大規模工場跡地に、マンションの建設など土地利用の変化が生じている。”、滝野川東地区においては、“町工場や流通施設の跡地に、マンションの建設など土地利用の変化が生じている”と修正をさせていただきました。

➤ No.14 “第6章 計画の実現に向けて” “3. 計画の推進” “(2) 連携体制”

「庁内部局の連携、協力についても示してもよいのではないか」といった意見をいただきました。

⇒P 88 “(2) 連携体制” “③庁内の関連部局との連携 “として、追記させていただきました。

➤ No.16” 全体”

P 58 「タワーマンションの管理、改修などの課題について、住マスにも盛り込む必要があるのではないか。」といったご意見をいただきました。

	<p>⇒【資料 2 令和元年度第二回審議会におけるご意見と対応】 対応のところの誤記があるのですけれども。“第 5 章 重点的な取り組み” “1. 基本目標における重点的な取り組み” に「分譲マンションの適切な管理を促進するため、東京都の“東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例”を踏まえ、実態把握や管理組合への支援等に取り組めます。」という形で対応をさせていただきました。</p> <p>➤ No.18 “全体” “ 「小規模のワンルームマンション等でゴミの出し方や駐輪場がなく歩道にバイクを停めているなどの問題があると聞いている。北区では集合住宅条例を定めているが、3 階以上かつ 15 戸以上という条件があり、平成 20 年制定であることから現状との乖離があるのではないか。」「住マス内にも条例、規制についても盛り込んで今後検討する下地をつくるべきではないか。」といったご意見でございました。</p> <p>⇒P 63 “【集合住宅の建築及び管理に関する条例】” に条例の概要を記載し、P 86 “1. 新たな社会動向への対応” に「また、増加する共同住宅に対しても、住環境への配慮や適切な維持管理などがより求められています。」と含みを残す形で、記載をさせていただきました。</p> <p>前回、審議会の中でいただきましたご意見、そして修正点の紹介については、雑駁ではございますけれども以上でございます。</p>
<p><会長></p>	<p>今までで質問、後で本編のご紹介でも重ねて説明があるかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>本編のご説明をいただいて、併せて審議があればということにいたしましょうか。</p>
<p><事務局></p>	<p>前回の案から比べまして、今回大きく変わったところをご紹介させていただきます。</p> <p>まず一つ目として“北区住宅マスタープラン改定案 P 14” 及び資料編に関わってくる部分ですが、住宅土地統計調査は、平成 25 年のものから平成 30 年のものにすべて差し替えさせていただいております。従いまして、数値に合わせて記載内容も変えさせていただいております。</p> <p>また“北区住宅マスタープラン改定案 P 42” “第 4 章住宅施策の方針” は、これまで文字数が非常に多かったので、少しイメージがつかめやすいように“コラム”を追加しました。</p> <p>それぞれ関係する内容を、コーヒーマークを用いたこのような“コ</p>

ラム”という形でイメージしやすいようにしたというところが、大きく変わったところでございます。

続きまして、“北区住宅マスタープラン改定案 P 58”ですが、前案のタイトル「北区における取組み」を「1. 基本目標における重点的な取組み」に変えるとともに、それぞれどの“基本目標”に対応しているのかというのが、分かりやすいように、タイトルの付け方を見直しさせていただきました。

そして“北区住宅マスタープラン改定案 P89”では、“区民”“事業者関係団体等”“区”の役割と関わりがイメージできるように図を追記させていただいております。

前回の案からの大きな変更については、以上でございます。

なお、本日欠席の委員から、事前に3点ほどご意見をいただいておりますので、それについて紹介させていただきます。

“北区住宅マスタープラン改定案 P 46”“まちづくりと一体となった良質な住宅の供給”“◆大規模住宅団地の建替え・団地再生”で「都市再生機構赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地などの大規模住宅団地の建替えにあたって～」ですが、従前居住者用の建替えは、赤羽台団地は完了、桐ヶ丘団地もほぼ完了しているということから、「今後10年間の見通しを示すマスタープランの記述としては、分かりづらいのではないか。」といったご意見をいただいております。

これにつきましては、今後予定されています新たな居住者に向けた住宅の建設が、分かるような形で修正していきたいと考えております。

また“北区住宅マスタープラン改定案 P 61”「北区の貴重な財産でもあるスターハウスが、文部科学省文化審議会において有形文化財に登録すべきという答申を受けて、11月頃に登録されると聞いている。有形文化財に登録されていることが、分かるようにした方がよいのではないか。」といったご意見をいただいております。

現状は、登録はまだと認識していますが、URにとっても重要な事業であるので、この登録時期の前後関係により、表現については考えていきたいと思っております。

全体的に「子ども」の「ども」を漢字だったり、ひらがなだったりという中で、ひらがなで統一した方がよい、というご意見をいただきました。

例えば“北区住宅マスタープラン改定案 P 105”は、国勢調査の資料でございますが、その中で“子供”は漢字を使っています。国勢調査は漢字ということから、これ以外をすべてひらがなに直す方向で進めていきたいと考えております。

委員のご意見の紹介については、以上でございます。

	<p>よろしくお願いいたします。</p>
<p><会長></p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事前に寄せられた意見のご紹介は、以上でございます。どうぞお気づきになった点をご発言いただき、多少のところは手直しがしてあると思いますけども、だからといって、大きなところでお気づきのところを来年に向けてご指摘いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p><委員></p>	<p>“北区住宅マスタープラン改定案 P 88” “第6章 計画の実現に向けて” “3. 計画の推進” “(2) 連携体制” “①区民・関係団体との連携” で「様々なまちづくり活動が、区民や町会、コミュニティ、NPO等によって取組まれていることから～」とありますが、ここに商店街を加えていただくことはできないでしょうか。</p> <p>なぜかという、北区との連携も深いし、前にもお話したように、地域コミュニティの核の一つとして商店街が必要となる、ショッピングセンターでも良いのですが、こういうものが当然関わってきますし、区と商店街との関連もかなり深いと思います。商品券の販売とか。</p> <p>そういう意味では、商店街というのを個別にというか、独立した形で入れていただくということは、いかがでしょうか。</p>
<p><事務局></p>	<p>それについては、追加する方向で考えさせていただきます。</p>
<p><会長></p>	<p>よろしいですね。他のところでも、地域の商店街のことも触れられてございますので、ここでも当然のことながら入れられればと思います。</p>
<p><委員></p>	<p>今までに関連してというわけでは無いのですが、“北区住宅マスタープラン改定案 P66” “第5章 重点的な取組み” “1. 基本目標における重点的な取組み” “基本目標5 まちがいいきとする住環境の維持向上” “商店街に関わる取組み” で、「まちゼミ」というのがあります。私不勉強なものですから。</p> <p>これが、どういうものなのか教えていただければと思います。</p>
<p><事務局></p>	<p>こちらの事業は、産業振興課で推進している事業で、事務局では、事業の内容は、ここに記載されている内容までしかお答え出来ないという状態ですが、もし詳細が確認したいようであれば、内容を確認して記載するといった対応はできるかと思えます。</p>

<会長>	そうですね。それといきなり右のような「まちゼミ」のマークがあって、こっちに目が入って、これは何だって、地元の人にはわかるでしょうけど。こんなマークで推奨していますみたいなことを、1行ぐらい加えた方がよいかもしれませんね。ちょっとその辺もよろしく願いします。
<委員>	マッチングはしていないのですが、産業振興課でやっております。「まちがいきいきとする住環境の維持向上」というところで、関わってくるのですよね。
<会長>	商店街のことを入れるにあたって、なかなか場所が見つからなかったかなとも思うのですけども。
<委員>	実際に事業を行っております。まちゼミは全国的に広がっていて、九州から北海道まで商店街が様々なことをやっております。
<会長>	その辺りを含めて表現を改善していただくのと、頭の2行目に「区民に身近な商店街の活性化を図るとともに～」というところに、商店街の活性化もある程度、住民の地域の暮らしとこの商店街が関わるといような大きな目標があるのでしょうか。
<委員>	そうですね。商店主が講師となって色々な情報を流すということでやらしていただいて、住民がそれに参加していただいて、という部分では商店街の活性化につながるのかと思います。
<委員>	すみません。これは期間限定ではありませんでしたか。
<委員>	いえ、毎年やっていることです。
<事務局>	その辺わたりやすいような表現に少し変えさせていただきます。
<会長>	どうぞ、助言を言っていただければ、非常にわかりやすくなると思いますので。その他、お願いいたします。
<委員>	大規模団地の再建ということで、赤羽台と桐ヶ丘が出ていますけど、これはほとんど終了しているという話でしたが、大規模と言えるかどうかかわからないですが、浮間三丁目団地が建替えている状況かと思うのですが、これについてはどうでしょうか。

<事務局>	<p>浮間三丁目、都営住宅のことですよね。丁度、赤羽台と桐ヶ丘は隣接していて、それぞれ東京都、それからURと、主体は違っていますが、大規模なというのが並列しているということで、代表的なところとしてこの辺を紹介させていただいています。</p>
<委員>	<p>これは終わっているというので、記載するのはどうかという話だったかと思うのですが。</p>
<事務局>	<p>それについては、従前の居住者用の建替えというのは、ほぼ終わっていて、まだ他の空いているところがありますので、その建設計画の予定がございます。この建替えという表現だと、従前居住者用の住宅が、まだ終わっていないじゃないかというようにとられるということで、少し表現を考えたらどうかといったことです。</p>
<副会長>	<p>P86の今回大きく変わったところとして、“第6章 計画の実現に向けて”“1. 新たな社会動向への対応”と書いているのですが、まだざっと読んだ感じを見ると、あまりまとまりがないというか、羅列して書いてあるという様な感じがします。</p> <p>例えば2段目のところにエリアマネジメントの話があって、その後に災害の話等をもうちょっと整理していただいて、分かりやすく何が課題なのかということ、場合によっては箇条書きといった書き方もあるのだと思います。</p> <p>地球環境への問題と外国人と障害者というのが、単純に書いてあるだけで、項目を挙げただけみたいになっていますけど、今後何を考えていかなければいけないことなのかということ等を、もう少し充実して整理していただくことが必要かなと思います。</p> <p>書いてある項目としては、こういう項目で良いと思うのですが、それが将来にわたってどういう可能性があるのかということ、多少なりにも示唆するような書き方のほうが、実感があるというか、ちゃんとやっていかなければいけないのだということが、感じ取れるような文章を書いていただけると良いのではないかという気がいたしました。</p>
<事務局>	<p>その辺については、少し精査させていただきたいと思いますので、事前に会長、副会長の方にお示しをした上で、パブリックコメントという形をとりたいと思います。</p>
<会長>	<p>ありがとうございます。</p> <p>そんなやり取りもご一任いただくとして、大事なところですけど表現が難しいですね。確かにいろいろ関係性があるわけで、前回の審議</p>

	<p>会において、データ収集も少なくとも10年先までの施策に向けてということだった。もうちょっとパターンがあることを指摘していくことですね。これは時間制限もありますが、一応チャレンジしてみましよう。ありがとうございます。どうぞお願いします。</p>
<委員>	<p>今のご指摘に関連して、“北区住宅マスタープラン改定案 P86”で私自身も理解が難しい語句があるので、用語解説がもう少し内容を増やして、言葉の意味ということで、P86の記述を少し補足するような用語説明を増やしても良いのではないかと思います。</p>
<会長>	<p>例えば、一回説明してありますけど、いきなり「シェアハウス」と言われても分からないとかですね。</p>
<委員>	<p>そうですね。用語解説に載る載らないところのリフォームとか、シェアハウス等が載っていないとか。</p> <p>あと1つ、ハザードマップとかいうことも、これから住まいを選ぶ際、また区民の財産を守るということでも、ハザードマップという言葉が、非常に重要になってくるので、改めて用語解説に載せる、載せないというところの精査をしてもらえたらと思いました。</p>
<会長>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今も話を聞いて思いましたけど、区民の皆様、最近は災害ということにすぐ頭がいくので、当然水害浸水といった異常気象というか、今後普通になるといわれている水害の問題意識があると思います。</p> <p>そういうニュアンスの問題と、実際にこのマスタープランの中で住宅課にできることはそうないだろうけども、水害に対してはどこに書いてありましたか。</p> <p>パブコメを求めるとその辺で多く意見が出てくるということもあるかもしれませんね。書いてあれば良いのですけども。</p>
<事務局>	<p>先ほどの首都直下地震とか荒川の氾濫等の災害等については、“北区住宅マスタープラン改定案 P45” “第4章 住宅施策の方針” “安全・安心な地域づくり”の中ほどに記載しております。</p> <p>また、分かり辛い用語については、ご紹介いただきましたハザードマップやシェアハウス以外も、再度全体的に見て、分かりづらそうなところは、追加させていただきたいと思います。</p>
<会長>	<p>パブリックコメントに間に合わないまでも、少し問題の書き方を意識していただきたいですね。江東5区などでは、水害のときに逃げろという情報を出していますが、「百何十万人も逃げ切れないよ」と</p>

	<p>いうのを出している。そのことの良し悪しを別として、北区の場合は、堤防が切れるというときに「じゃあどうする」という話までは出してないわけですね。</p>
<事務局>	<p>区では今年度、基本的な避難方針の策定の取組みを進めているところです。基本的には、高台への避難をメインにしているところですが、今年度は具体的に進めています。今回の台風19号において反省点も多いところでもございますので、そうしたところもとらえた形で、今年進めていく形となっています。</p>
<会長>	<p>同時並行ですので、どう書けるか分かりませんが、水害の問題と災害の問題に取り組んでほしいという意見が出る可能性が、十分ありえますね。それは、もちろんやっていただきたいと思います。</p>
<委員>	<p>関連して水害の件ですけど、私が住んでいる地域は志茂なので、実際かなり地域としては混乱しました。最終的に北区は、避難勧告も何も出さないで、地域の方がバタバタと右往左往するだけで終わったのですけれど。</p> <p>その中で出てきた意見なのですが、改めてハザードマップを見直して、決まっているので大変申しあげにくいのですが、北区役所が新築するのに、なんで水没するところに建てるのだという意見がかなり出ていました。</p> <p>議員さんもお決まりの中で難しいことなのでしょうけど、ハザードマップの中で3mまで水没すると、罹災証明をとるにしても水没したところでどうするのかと、そういう意見がかなりあって、確か東北の地域では水没した役所があって、まだ建てるのが15年先ですから、それがわかっていながら、荒川決壊は実際に危なかったのに、志茂の方では、かなり危険で土手まで見に行った人もかなりいました。</p> <p>やっぱりこれはもう決まったことだからと言って建ててしまうと、結構後でいろいろ言われてしまうかなと、私たち志茂の人間はそう思っております。</p> <p>区役所というのはある意味区の顔ですよ。そこが水没してどうするのかという意見が地域で起きています。</p>
<会長>	<p>特にね、多いでしょうね。</p>
<委員>	<p>あと、垂直避難、要するに高台に逃げろと言いますが、高台に逃げる勧告がなく逃げないで、夜の九時、十時の風雨の強いときにすぐ逃げろと言われても、高齢者には無理だということで、かなりその問題は防災課も含めて話をしておりますけども、問題は多い。</p>

	今後検討することは多いと思います。
<会長>	そういう意見が出るのは当然と思っていますので、部長にお聞きできればと思います。
<事務局>	<p>住宅マスタープランの中で、地域防災計画に関わる内容も確かにあることは、承知をしているところでございます。そういう意味では、“住宅マスタープラン改定案”“第4章 住宅施策の方針”“基本目標1 安全・安心で良質な住まいの確保”“安全・安心な地域づくり”といった項目を出ささせていただきました。</p> <p>「安全・安心な地域づくり」の中に地震、水害等の様々なものがあります。その中でも、北区住宅マスタープランで取り組むべきものとして、他の計画との連携を図るわけですけれども、そういう意味では今回の前書きは、災害の関係のところを紹介し、まずは安全な地域づくりからいうと、住宅密集地域の改善等の方策を入れているところでございます。</p> <p>水害についても、ハザードマップの石神井川水系・荒川水系、そういうハザードマップがあります。石神井川水系でいけば、そんなには水かさがないといった様なこと。また荒川ですと、ご案内のとおり、志茂あたりでは、3m～5mくらいは、といった話をしております。</p> <p>これについては、マスタープランの中では、方策、方向性を書くというのは、マスタープランの本旨ではないだろうということで、前段で、地域防災計画との連携等を追求しながら、様々な計画との連携を図り考慮して関わっていきたいということです。</p> <p>それから、誤解があったら困るので、垂直避難というのは、本当に逃げ遅れた人が垂直避難をするということで、率先して垂直避難場所の方向付けをすることではないと北区は考えております。</p> <p>しかし、垂直避難をせざるを得ないような状況ということもあるわけなので、志茂でいえば500戸のマンションの住宅団地と地域が協定を結んで、垂直避難を時にはお願いしますと言っていることでございます。これについては、避難所の関わりとか様々あるかと思えますので、区としてしっかりと今回の事象も踏まえながら明らかにしていきたいと考えております。</p> <p>このことについては、この場での議論には少し合わないかなと考えています。よろしくお願いたします。</p>
<会長>	ありがとうございました。“北区住宅マスタープラン改定案 P3”の“第1章 計画の策定にあたって”“2. 計画の位置づけ”の図の中に、地域防災計画の位置づけも入れていただいて、やはり急速に関係性が言われるようになるような気がしますので、ちょっと工夫をし

	<p>ていただければと思います。だからと言って住宅の方でやれることは、そう沢山はないと思いますね。</p> <p>ざっと目をとおしていただいて、何かご意見あればと思います。東京都で、住宅政策本部ができたりして、都から見て考慮してもらうことがもしあれば、今度のパブリックコメントには間に合わないのが最終的なまとめになる流れで進めていただければいいかな。</p>
<委員>	<p>そうですね。</p> <p>国はもう、国土交通省で“住生活基本法に基づく住生活基本計画”の見直しに着手したところですね。社会資本整備審議会住宅宅地分科会で二回ほど検討を進めています。</p> <p>都もそれを追いかける形で、東京都住宅マスタープランの刷新を検討していくのですが、それは確定的なスケジュールでは無いです。</p> <p>北区さんは、それに先行する形で、今回検討しておりまして、そういう意味では、私どもの計画を踏まえてという形にはならないと思いますけど。国の方は、空き家対策とか、今話題に上がったような災害対策なども検討しております。</p>
<会長>	<p>ありがとうございました。“北区住宅マスタープラン改定案 P 86”に、国や都や自治体としても、今は見えてなくても、三年後、四年先に政策として取り組むべきことってありますよね。そういった世の中の動きとともに、公共団体としての政策動向も柔軟にアンテナを張って、対応していくようにできればと思います。</p> <p>そもそも、マスタープランは5年経つと中間総括的に少しリバイスをするのでしたっけ。そこまでは決まっていなかったのでしょうか。</p>
<事務局>	<p>基本的には、10年を目標にしておりますが、今お話ししていただきましたように、社会動向、また先日も東京都の方では公営住宅の住宅政策方針も出ておりますので、北区の方に大きな影響のあるような場合には、当然見直しを5年の節目に進めていくことは、従来とは変わっていないです。</p>
<会長>	<p>そのことを特に書いてなかったですね。</p>
<事務局>	<p>柔軟に見直ししますということは書いてあります。“北区住宅マスタープラン改定案 P 4” “第 1 章 計画の策定にあたって” “4. 計画の期間” に「10年間で計画の期間とし、社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行います。」ということで、5年ということは記載しておりません。</p>
<会長>	<p>ここで説明がつくということで。</p>

	<p>“北区住宅マスタープラン改定案P4”には、細かい言葉尻ですけど、社会情勢と書いてあって、P86には新たな社会動向と書いてあるけど、統一すれば、この関係性ということが説明しやすくなるかもしれませんね。</p> <p>いかがでしょうか。冒頭にもありましたように、比較的簡単に直せるところは、直していただいて。</p> <p>後の議題でパブコメのスケジュールも説明いただきます。あまり拙速に修正すると、かえって混乱するところは、最初から今までの流れも踏まえていただくということで、今日も概していろいろな問題がありましたので。</p> <p>次の議題であるパブコメのスケジュールを確認していただいて、さらにご意見があればと思います。</p> <p>では、【資料3 北区住宅マスタープラン改定令和元年度スケジュール】のご説明いただければと思います。</p>
<事務局>	<p>【資料3 北区住宅マスタープラン改定 令和元年度スケジュール】をお願いできますでしょうか。</p> <p>パブリックコメントを12月2日～1月7日に予定しております。それで、パブリックコメントに寄せられた意見等まとめたものを、1月24日北区住宅対策審議会小委員会で議論していただき、その結果をもちまして、2月7日北区住宅対策審議会でご審議していただくという予定で考えてございます。</p>
<会長>	<p>今確認していただきました12月のパブリックコメントに際しては、事前にどのような情報を区民に提供するのですか。あるいは、区政モニターで意見を伺うにあたり資料として何を読むのでしょうか。</p>
<事務局>	<p>区政モニターとパブリックコメントは、別物でして、区政モニターはモニターとして登録された方に北区住宅マスタープランはこういうものですよと説明し、ご意見をいただく機会となっております。</p> <p>パブリックコメントにつきましては、ホームページそれから地域振興室等にこの案を置いて、皆さんに見ていただいて、ご意見をいただく予定でございます。</p> <p>現在事務局でも悩んでいるのですが、本編と資料編、本日はこの資料編を含めて234ページございますので、この資料編については純然たる事実というところで、前半の本編の部分だけをパブリックコメントにしたかどうかということ、現在検討しているところでございます。</p>
<会長>	<p>今、資料編がありますよというアナウンスをするにしても、それだ</p>

	<p>って、P90あるわけですからね。そういうことが11月いっぱいまでには、読めるようになる。そこまでに、今日のことで多少でも反映できることは直した方が良くと思います。</p> <p>それ以外はいかがでしょうか。そのスケジュールを踏まえて、さらに中身についてご指摘いただくことがあれば。</p>
<委員>	<p>住宅マスタープランに限ったことじゃなくて、パブリックコメントの反応というのが、やや北区の場合少ないという印象があって、ホームページでも埋もれてしまうのですよね。</p> <p>最初に告知をしても、日数とともにどこに行ったか分からなくなってしまいうのがあって、もったいないなという思いがあるので、パブリックコメントが常にホームページで期間中はどこかトップページで見えているような形にしないと。</p> <p>今はなくなってしまいますよね。新着だけに載っていて。そうするとあがってくるコメントが少ないような。これはマスタープランに限ったことではなく、全般に対してもそういうことが言えるのかなという私の感想なので、もしそこで検討ができれば、お願いしたいと思います。</p>
<会長>	<p>それは、他のプランも含めてのご要望であったから、この計画だけの問題ではないのでしょうか。</p>
<委員>	<p>それは検討させていただきます。私の方で所管していて、他のところのホームページのパブリックコメント関係を調整していますので、どういう形で見つけられるかを検討させていただきたいです。</p>
<会長>	<p>全体の日程の問題は、どうしてもありますよね。公開した後に、情報が更新されるほど情報が見えづらくなってしまいうから、パブコメ期間直前に公開して、意見くださいというのがなかなか区民にとっては無理になっているかもしれないですね。まあ、どこの自治体もそうでしょうけど。ありがとうございます。</p> <p>その他何かお気づきの点はあるでしょうか。</p> <p>それでは、こういうことで多少の変更のご意見はありますけども、P86のちょっとやり取りは、まだ完ぺきなものにできないと思いますけども、多少修正できればと思います。いずれにしても、早めにホームページに載せなければいけないという前提の中で進めさせていただくということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは、来年に入ってからスケジュールも一応こういうことで確認させていただいた上で、近づいたら事務局からお知らせくださいということによろしいですね。小委員会もその間に1回、1月に開</p>

	<p>いていただくということですね。そんなことで、事務局はこれからまた大変ですけど、進めさせていただくということで、これで終わりと思います。事務局の方にお返しいたします。</p>
4 閉 会	
<事務局>	<p>本日は、お忙しい中、場所も急遽こちらの東十条になり、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>次回の審議会は、来年2月7日金曜日午後2時から、今度は会場北とびあになります。北とびあの14階のスカイホールを予定させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、以上を持ちまして閉会とさせていただきます。お忙しい中、本当にありがとうございました。</p>